

砺波市都市計画マスタープラン改定及び立地適正化計画策定支援業務委託 仕様書

第1章 総 則

第1条 適用範囲

本仕様書は、砺波市が（以下「甲」という。）が受注者（以下「乙」という。）に委託して実施する「砺波市都市計画マスタープラン改定及び立地適正化計画策定支援業務委託」（以下「本業務」という。）について必要な事項を定めるものとする。

第2条 目的

本市においては、砺波市都市計画マスタープランを平成21年3月（2009年3月）に策定しているが、間もなく目標年次である平成40年（令和10年・2028年）を迎えることから、社会情勢の変化等を踏まえ、第3次砺波市総合計画などの上位・関連計画との整合を図り、現行計画の見直しを行う必要があるため、都市計画マスタープランの改定を行うものである。

また、人口減少・少子高齢化の進展や近年全国各地で頻発・激甚化する自然災害の発生などまちづくりの課題が複雑化、高度化するなか、本市の特性に応じた持続可能なまちづくりを進めるため、都市計画マスタープランの内容を踏まえて、立地適正化計画の策定を行うものである。

第3条 準拠法令等

乙は、本仕様書によるほか、次の関係法令等に基づき本業務を実施するものとする。

- (1) 都市計画法、同施行令、同施行規則
- (2) 都市再生特別措置法、同施行令、同施行規則
- (3) 都市計画運用指針
- (4) 立地適正化計画の手引き
- (5) 都市構造の評価に関するハンドブック
- (6) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律、同施行令
- (7) 砺波市諸規則
- (8) 個人情報保護に関する法律及び砺波市個人情報保護に関する法律施行条例
- (9) 砺波市各種上位・関連計画
- (10) その他関連法令、通達、指針等

第4条 疑義

乙は、この仕様書及び準拠法令等に明記されていない事項及び疑義が生じた場合は速やかに甲に報告し、甲乙双方で協議の上決定するものとする。

第5条 貸与資料

甲が所有している資料（電子データを含む。）で本業務に必要なものは、乙に貸与するものとする。この場合、乙は速やかに借用書を提出するものとし、貸与された資料の取り扱いは慎重に行い、厳重に保管するとともに必要がなくなった場合は直ちに返却するものとする。

第6条 進捗状況報告

乙は、作業進捗状況を随時報告しなければならない。なお、甲より進捗状況の報告を求められた場合は、速やかに報告しなければならない。

第7条 公的資格

乙は、本業務を実施するにあたり、適切な品質管理及びデータ管理、並びに確実かつ円滑な業務の履行のため、関係法令・規則等を遵守するほか次に示す資格を取得し、業務着手時にその認証を証明する登録証の写しを甲へ提出するものとする。

- (1) ISO9001 (品質マネジメントシステム)

第8条 検査

乙は、成果品について甲の発注者の検査を受けるものとして、検査の合格をもって業務の完了とする。また、業務完了後においても乙の責任による瑕疵が発見された場合は、甲の指示に従い乙の負担において速やかに修正を行うものとする。

第9条 成果品の帰属

- (1) 本業務における成果品及び業務作成上の資料等は、すべて甲に帰属するものとする。
- (2) 本業務に係る全ての成果物及び業務作成上の資料等の著作権(著作権法第27条、第28条に規定する権利を含む。)は、砺波市に帰属するものとする。また、乙は、本業務の実施のために必要な、乙が従前より有する著作権、あるいは第三者の著作権については、当該著作権の利用にあたり、支障のないよう書面により確認しなければならない。特に書面で報告が無い場合は、乙は問題がないことと認識し、以後何らかの問題が発生した場合は乙の責任により対処すること。
- (3) 乙は、甲の許可なく他に使用、複写、流用、公表及び貸与してはならない。
- (4) 成果品の中で、他の文献、資料等を引用した場合には、出典名を明記するものとする。

第10条 再委託等の禁止

乙は、本業務の全部または主要な部分を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

第11条 守秘義務

乙は、本業務で知りえた情報を第三者に漏らしてはならない。業務終了後においても同様とする。

第12条 個人情報の取得、保護、管理

個人情報の保護については、十分に注意し、流出・損失が生じないこと。

第13条 納入場所

本成果品の納入場所は、砺波市建設水道部都市整備課とする。

第2章 業務内容

第14条 業務概要

本業務の内容は、以下のとおりとする。

【令和8年度業務】

1. 共通事項
 - (1) 計画準備
 - (2) 関連計画や施策等の整理
2. 都市計画マスタープランの改定
 - (1) 現行計画検証
 - (2) 課題整理
 - (3) 基本理念・目標・将来都市構造検討
 - (4) 分野別構想の検討
3. 立地適正化計画の策定
 - (1) 課題の分析及び解決すべき課題の抽出
 - (2) まちづくりの方針・骨格構造の検討
 - (3) 課題解決のための施策・誘導方針の検討

【令和9年度業務】

1. 共通事項
 - (1) パブリックコメント支援
2. 都市計画マスタープランの改定
 - (1) 地域別構想の検討
 - (2) 推進方策検討
 - (3) 都市計画マスタープランとりまとめ
3. 立地適正化計画の策定
 - (1) 防災指針の検討
 - (2) 居住誘導区域・都市機能誘導区域・誘導施設の検討
 - (3) 誘導施策等の検討
 - (4) 防災指針の検討
 - (5) 定量的な目標値の検討
 - (6) 施策の達成状況に関する評価方法の検討
 - (7) 立地適正化計画の作成

【年度共通業務】

1. 共通
 - (1) 会議等運営支援
 - (2) 打合せ協議
 - (3) 成果品とりまとめ

《共通事項》

第15条 計画準備

乙は、本業務の円滑な遂行のため、業務内容・工程・体制などを明記した業務実施計画書を作成し甲に提出する。

第16条 関連計画や施策等の整理

国や富山県のまちづくりや社会動向及び産業動向の変化、総合計画や区域マスタープラン等の上位計画及び関連計画及び関連施策について整理を行い、将来の都市構造や土地利用、都市施設などに関する方針・施策などに関連する事項についてとりまとめる。

第17条 パブリックコメントの実施支援

乙は、甲が実施するパブリックコメントについて、寄せられた意見等における回答案の作成及び計画の修正等、パブリックコメントの実施に関する支援を行うものとする。

第18条 会議等の支援

本業務に関連する会議等は下記の内容を想定しており、乙は各回の会議用資料の作成や質疑応答等にかかる助言等を行うものとする（都市計画審議会は甲で対応）。

なお、委員等の謝礼金及び旅費等として発生する費用は、本業務に含まないものとする。

【令和8年度業務】

- ・庁内検討委員会（3回）
- ・外部検討委員会（2回）

【令和9年度業務】

- ・市民説明会（4回：4地域）
- ・庁内検討委員会（3回）
- ・外部検討委員会（1回）
- ・都市計画審議会（1回）

第19条 打合せ協議

打合せ協議は各年度の初回・中間2回・納品時の合計8回を基本とする。

第20条 用途地域の見直し

現状の用途地域の見直し業務自体は本業務において行わないが、用途地域の見直しの可能性を踏まえて本業務を遂行すること。

第21条 成果品とりまとめ

上記までに検討した事項について、業務報告書としてとりまとめる。なお、令和8年度末において中間報告書を提出すること。

《都市計画マスタープランの改定》

第22条 現行計画検証

現行の砺波市都市計画マスタープランの達成度の検証は発注者が行うこととする。現行計画に示された各事業の進捗状況や今後の予定（完了、継続、見直し、廃止等）についてのヒアリングを行い、各事業の成果及び積み残し課題の整理を行う。受注者は、発注者が提示した検証結果をもとに以降の作業を行う。

第23条 課題整理

前項までの成果、発注者が提示する現行計画の達成度検証、並びに上位計画及び関連計画等の把握・整理結果をもとに、課題抽出の観点を明確にした上で砺波市における都市計画に関する課題を抽出し、整理するものとする。

第24条 他地域における事例整理

前項で整理した課題に対して、参考となりうる他地域の事例について整理するものとする。

第25条 基本理念・目標・将来都市構造・土地利用方針検討

上位計画の改定やまちづくりの課題を踏まえ、社会状況の変化に対応したまちづくりを進めていくための基本理念、都市づくりの目標及び数値目標を検討するとともに、都市づくりの目標を達成するため、砺波市が目指すべき都市の姿（都市構造）を検討する。

第26条 分野別構想の検討

砺波市が目指すべき都市の姿（都市構造）の内容を踏まえ、土地利用、都市施設、交通、環境、防災等の分野別に、現状と課題、基本方針等を整理する。課題解決に向けて取組みの重点化が必要な事項については詳細な検討を行い、特徴ある計画となるよう留意する。

第27条 地域別構想の検討

地域別の都市づくりの課題を抽出・整理した上で土地利用や都市施設の整備方針等の内容を踏まえた地域別構想（都市づくりの目標と整備方針）を検討する。

第28条 推進方策検討

都市計画マスタープランの目標達成に向けた方策について検討する。

第29条 都市計画マスタープラン素案とりまとめ

前項までの結果をもとに都市計画マスタープランを作成する。

《立地適正化計画の策定》

第30条 課題の分析及び解決すべき課題の抽出

「令和5年度砺波市都市計画基礎調査業務委託」の成果品を始めとする既存資料を活用して都市の基礎データの収集を行い、都市が抱える課題を分析し、立地適正化計画の策定に向けて解決すべき課題を整理する。

第31条 まちづくりの方針・骨格構造の検討

上位計画及び関連計画や、前条迄の課題整理の内容を踏まえ、立地適正化計画で定める都市機能の計画的な配置や、公共交通の維持・確保等についてまちづくりの方針を検討するとともに、「中心拠点」「地域・生活拠点」「基幹的な公共交通軸」等の持続可能な都市の骨格構造について検討する。

第32条 課題解決のための施策・誘導方針の検討

都市の骨格構造の検討を踏まえ、課題解決のための施策・誘導方針の検討を行う。

第33条 居住誘導区域・都市機能誘導区域・誘導施設の検討

- (1) 生活サービスやコミュニティが持続的に維持されるよう、居住誘導区域の設定方針を定め、具体的な区域設定を検討する。
- (2) 都市の中心拠点や地域・生活拠点等における土地利用の実態や都市施設等の配置を踏まえ、都市機能誘導区域の設定方針を定め具体的な区域設定を検討する。
- (3) これまでの検討を踏まえ、都市機能誘導区域へ誘導すべき施設やその区域について検討を行う。

第34条 防災指針の検討

計画対象区域における災害リスクの分析、災害リスクの高い地域の抽出を行った上で、主に居住誘導区域における防災・減災の取組方針及び地域ごとの課題に対応した対策を検討する。

第35条 誘導施策等の検討

居住誘導区域内に居住を誘導するために講ずる施策や、都市機能誘導区域内に誘導施設の立地を誘導するために講ずる施策を検討する。都市構造再編集中支援事業をはじめとした支援措置の活用など、都市計画上の優遇措置を検討するとともに、各担当部局から得る財政上、金融上、税制上の支援措置を検討する。

また、既存コミュニティの維持や居住誘導区域外における社会資本の適切な維持管理の観点から、居住誘導区域外における施策展開の考え方を整理する。

第36条 定量的な目標値の検討

課題解決のための施策・誘導方針により目指す目標と、その目標達成により期待される効果を定量化した目標値を検討する。

第37条 施策の達成状況に関する評価方法の検討

都市機能や居住の立地を誘導するための施策について、計画の必要性や妥当性を客観的かつ定量的に評価できる方法を検討する。

第38条 立地適正化計画の作成

上記までの検討・整理した内容を踏まえ立地適正化計画を作成する。

第3章 成果品

第39条 成果品

本業務の成果品は以下のとおりとする。

【令和8年度業務】

- | | |
|-------------|----|
| (1) 中間報告書 | 1式 |
| (2) 上記電子データ | 1式 |

【令和9年度業務】

- | | |
|----------------------|----|
| (3) 業務報告書 | 1式 |
| (4) 都市計画マスタープラン（本編） | 1部 |
| (5) 都市計画マスタープラン（概要版） | 1部 |
| (6) 立地適正化計画（本編） | 1部 |
| (7) 立地適正化計画（概要版） | 1部 |
| (8) 上記電子データ | 1式 |

※電子データは、Microsoft 製 Word または Excel で編集可能な電子データ及びPDFデータを原則とする。なお、立地適正化計画の区域に関するGISデータについては、shape形式、PDF形式で納品することとする。また、各電子データ等について、ウイルス対策を実施したうえで提出を行うこと。